

永田クラブ
厚生労働省記者クラブ
農林水産省記者クラブへ貼り出し

平成21年1月15日
内閣府食品安全委員会事務局

食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う 案件候補に関する審議結果についての 御意見・情報の募集について

標記の件について、別紙のとおり、平成21年1月15日から平成21年2月13日までの間、御意見・情報の募集を行いますのでお知らせします。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局
勧告広報課 船坂、齊藤、横田
電話：03-5251-9208又は9283

※ 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する審議結果については、食品安全委員会のホームページをご覧ください。

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/> から、「意見募集等」コーナーへ。

【食品安全委員会について】

食品安全委員会（委員長：見上彪（みかみ・たけし））は、平成15年7月1日に内閣府に設置された、食品中に含まれる農薬や食品添加物などが健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関（リスク評価機関）です。7名の委員で構成され、その下に14の専門調査会が設置されています。

以下の分野でリスク評価を行っています。

（添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、器具・容器包装、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等）

食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する
審議結果についての御意見・情報の募集

平成 21 年 1 月 15 日
内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課

概 要

食品安全委員会では、リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省等から要請された食品健康影響評価とは別に、自らの判断で、食品健康影響評価を行っています。(以下「自ら評価」とします)。

平成 21 年度に、優先的に「自ら評価」を行う案件について、平成 20 年 8 月 28 日及び 11 月 20 日の食品安全委員会企画専門調査会において審議され、案件候補が 3 つに絞り込まれました。この審議結果は、平成 20 年 12 月 18 日第 267 回食品安全委員会会合へ報告され、広く国民の皆様から御意見・情報の募集を行った上で、食品安全委員会において自ら評価を行う案件を決定することとなりました。

つきましては、案件候補それぞれに対し、下記の観点からの御意見・情報を募集いたします。

＜対象＞・オクラトキシン

- ・デオキシニバレノール及びニバレノール
- ・食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）

＜意見・情報のポイント＞

- ① 案件候補について、「自ら評価」として実施する必要性
- ② 「自ら評価」として実施する際、手法や考慮すべき点等についての御意見や情報

また、御意見等については、科学的な根拠となるものや出典等についても併せてお知らせいただければ幸いです。

なお、お寄せいただいた御意見・情報については、同類のものを取りまとめるなど、整理をし、食品安全委員会に報告、公開させていただきますので、その旨御了承願います。

意見・情報の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。(電話による御意見の受付はしておりません)

【記入事項】

- | |
|---|
| (1) 「自ら評価候補案件 ()」について意見・情報
※ () 内には、案件候補の物質名(オクラトキシン、デオキシニバレノール及びニバレノール、ヒ素)を入れてください。
① 案件候補について、「自ら評価」として実施する必要性
「必要性が高い」「必要性がある」「必要性はない」のいずれかをお書き下さい。
② 「自ら評価」として実施する際、手法や考慮すべき点等についての御意見や情報
③ ①で「必要性はない」とされた理由 |
| (2) 氏名(法人の場合は会社名・部署名等)、(3) 職業、(4) 住所、(5) 電話番号 |

「自ら評価案件候補についての意見・情報の記入用紙」を使い、お送り頂いても構いません。

【宛先】 内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課内 「自ら評価候補案件」意見募集担当宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL より送信可能です。
<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0080.html>
- ファックスの場合：03-3591-2237

- 郵送の場合：

〒100-8989 東京都千代田区永田町 2-13-10 プルデンシャルタワー6階

なお、電子メール、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の意見・情報の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

【締切り】 平成21年2月13日（金）17：00 必着

（郵送の場合は、2月13日消印有効）

【提出上の注意】

- 御提出いただく御意見・情報は、日本語に限らせていただきます。
- 個人は、氏名・職業・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して下さい。なお、これらは、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただく場合や意見・情報がどのような立場からのものかを確認するためにお尋ねしております。
- 3つの候補案件をまとめて、お送り頂いて構いません。この場合は、御意見・情報の内容が、どの候補案件にあたるものか、わかるように、分けて記載等お願い致します。
- 電子メールにより提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。

【参考資料】

- 案件候補とした際の考え方・概要→ [参考資料1] 参照
- 「自ら評価」について→ [参考資料2] 参照
- 案件候補に関するさらに詳細な内容はこちら
 - ・ 第27回企画専門調査会（平成20年11月20日）資料2 [PDF]
（自ら評価の案件候補に関連する部分を参考にしてください。）
<http://www.fsc.go.jp/senmon/kikaku/k-dai27/kikaku27-siryoku2.pdf>
- 企画専門調査会における審議の経緯（議事録）はこちら
 - ・ 第25回企画専門調査会（平成20年8月28日）議事録 [PDF]
<http://www.fsc.go.jp/senmon/kikaku/k-dai25/kikaku25-gijiroku.pdf>
 - ・ 第27回企画専門調査会（平成20年11月20日）議事録 [PDF]
<http://www.fsc.go.jp/senmon/kikaku/k-dai27/kikaku27-gijiroku.pdf>

◆自ら評価案件候補についての意見・情報 記入用紙

オクラトキシシン

①「自ら評価」として実施する必要性(いずれかにチェックを入れてください)

必要性が高い

必要性がある

必要性はない

②評価を実施する際、手法や考慮すべき点についての意見・情報

「必要性はない」とお考えの理由

デオキシニバレノール及びニバレノール

①「自ら評価」として実施する必要性(いずれかにチェックを入れてください)

必要性が高い

必要性がある

必要性はない

②評価を実施する際、手法や考慮すべき点についての意見・情報

「必要性はない」とお考えの理由

食品中のヒ素(有機ヒ素、無機ヒ素)

①「自ら評価」として実施する必要性(いずれかにチェックを入れてください)

必要性が高い

必要性がある

必要性はない

②評価を実施する際、手法や考慮すべき点についての意見・情報

「必要性はない」とお考えの理由

お名前(法人の場合は会社名・部署名等)

ご職業

ご住所 〒

お電話番号(市外局番からお願いします)

郵送先

内閣府食品安全委員会事務局 勧告広報課 担当:船坂、齊藤、横田

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階

FAX番号 03-3591-2237